

平成 29 年 12 月 16 日
AMUSE 規定第 8 号

改定 令和 3 年 12 月 18 日
改定 令和 5 年 5 月 28 日

学術外科医優秀賞 (Academic Surgeon Awards) 表彰規程

第 1 条 【目的】

外科学教育の重要な柱である学術活動を奨励するとともに、優秀な人材の輩出に寄与する副次的効果を期待するため、一般社団法人 AMUSE 社員（以下、「社員」という。）の優秀な学術活動を顕彰することを目的として、この規程を定める。

第 2 条 【被表彰者】

表彰は、**医師免許取得後** 10 年以下の社員の中から次の者について行う。但し、(3) 敢闘賞の対象については研修医に限る。

- (1) 学術最優秀社員 1 名
- (2) 学術優秀社員 若干名
- (3) 敢闘賞 1 名 (**該当社員の発生時のみ**)

第 3 条 【表彰】

- ① 表彰は、毎年 12 月に学術最優秀社員、及び学術優秀社員に対し、表彰状を授与して行う。
- ② 学術最優秀社員、及び上位 2 位、3 位、敢闘賞を受賞した社員には、一般社団法人 AMUSE の費用を持って副賞が贈られる。
- ③ 副賞の内容は、**原則現金支給とする**。海外学会への出張、または短期海外施設見学の行使の権利である。但し、学会が開催されない、または海外等への渡航制限があるなどの特別な事情下においては、専門書書籍代、研究の為に拡大鏡購入代金など、**受賞者自身のスキルアップの為に副賞を使用することとする**。

当該権利の上限金額は以下とする。

- 最優秀社員 10 万円
- 2 位受賞の社員 5 万円
- 3 位受賞の社員 3 万円
- 敢闘賞受賞の社員 (**該当者発生時のみ**) 代表理事表彰状進呈

- ④ 前項の権利行使の期間は、表彰後 1 年間限り 1 回とする。

⑤ 原則、口座振込によって副賞を受けることができる。

第4条 【表彰選考基準】

1. 第1号に定める表彰については、別表1「論文の評価」及び別表「学会の評価」に基づく合計点数の上位10名を選考する。
2. 前項の評価の対象期間は、毎年10月1日から翌年9月末日までの1年間とし、この間に発表あるいは公表があった論文、症例報告、学会口演等とする。

第5条 【被表彰者の推薦】

1. 各診療科の教授は、前条に該当すると認められる者があった場合は、一般社団法人AMUSE代表理事（以下「代表理事」という。）に推薦することができる。
2. 前項に規定する推薦は、別に定める様式に所定事項を記入し、前条第2項に定める対象期間終了後1か月以内に行う。その際、必要に応じて参考資料を添付するものとする。

第6条 【被表彰者の決定】

被表彰者の審査等は理事会で行い、代表理事が第2条に規定する被表彰者を決定する。

第7条 【表彰の取消】

表彰後、被表彰者に表彰の趣旨に反する行為、または表彰の対面を汚す行為があったときは、代表理事は、理事会に諮り表彰を取り消すことができる。

第8条 【雑則】

この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議を経て別に定める。

附則

1. この規程は、平成29年12月16日から施行し、第4条第2項に規定する。
2. 評価の対象期間は、平成29年度に限り平成29年10月1日から平成30年9月30日までとする。